

遺族基礎年金の父子家庭への拡大

見直しの趣旨

- 全国民共通の給付であり子どもがいる場合に支給される遺族基礎年金について、これまで支給対象が子のある妻又は子に限定されていたため、父子家庭も支給対象に加えることとする。

見直しの内容

- 遺族基礎年金の支給対象について、「子のある妻又は子」に加えて「子のある夫」も対象とする。

現行の支給対象

- 子のある妻
又は
- 子



拡大後の支給対象

- 子のある妻又は夫
又は
- 子

※子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となる。

- 平成26年4月1日から施行。
- 施行日以後に死亡したことにより支給する遺族基礎年金から適用。
- 所要見込額

約100億円（平成26年度10億円、平成27年度20億円（前年度10億円増））

※ 受給権者の増加により所要額が増加していくが、その際、子の18歳到達等による失権者の増加¹により、所要額の増加幅は徐々に緩やかになり、約100億円で所要額は増加しなくなると推計。